

栃木県内の医療機関等の皆さんへ

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の御案内

令和8(2026)年2月16日

栃木県では、令和7年度の国の経済対策に呼応し、診療に必要な経費の上昇に対する給付金及び医療機関の職員の賃上げ実績に対する補助金の2つの支援事業を予定しています。

支援事業の交付申請時期は令和8(2026)年度になる予定であり、対象となる医療機関や、申請の受付期間、支援要件などの詳細は確定次第、改めて県から通知等をお送りする予定です。

なお、「賃上げ支援事業(補助金)」については、次の事前の対応等が必要となります。

事前の対応等が必要な事項

①令和7(2025)年12月から令和8(2026)年5月までの間に対象職員の賃金改善を実施すること。

賃金改善の方法について、詳しくは、厚生労働省の当該事業実施要綱を御確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001643278.pdf>



②現在の制度上、ベースアップ評価料の対象となっている有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーションは、令和8(2026)年3月1日時点で、以下のいずれかのベースアップ評価料の届出をすること。（届出先：厚生労働省関東地方厚生局栃木事務所）

- ・外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料
- ・入院ベースアップ評価料（医科）
- ・入院ベースアップ評価料（歯科）
- ・訪問看護ベースアップ評価料

③薬局や現在の制度上ベースアップ評価料が届出できない施設は、令和8(2026)年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料を届け出ること。

④令和8(2026)年6月1日以降も、①で実施したベースアップの水準を維持又は拡大すること。

支援制度の概要は別紙をご覧ください。

最新の情報は、栃木県ホームページを随時更新し御案内しますので、適時ご確認ください。

【栃木県ホームページアドレス】

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/welfare/iryou/yakuji/hanbaigyou/package.html>

※国の実施要綱等もご覧になれます。



栃木県保健福祉部

医療政策課 医療指導担当 (TEL:028-623-3085)

医薬・生活衛生課 薬事審査担当 (TEL:028-623-3120)